

静岡県告示第738号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年12月3日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	南伊豆松崎線	賀茂郡南伊豆町蛇石字宮之輪504番の3地内	前	7.9~9.2	12.0
			後	14.9~16.7	12.0

=====

静岡県告示第739号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年12月3日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	吉田大東線	島田市船木字向山3757番の1地内	前	14.2~19.9	13.3
			後	14.2~60.1	13.3